

広島県告示第五百八十九号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和七年六月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人サカもみの木会 サカ緑井病院	広島市安佐南区緑井六丁目二八番一号	令和一〇年六月一八日	更新
医療法人財団竹政会 セントラル病院	福山市住吉町一番一六号	令和一〇年六月一八日	更新
医療法人社団中川会 呉中通病院	呉市中通一丁目三番八号	令和一〇年六月一八日	更新
医療法人社団一陽会 原田病院	広島市佐伯区海老山町七番一〇号	令和一〇年六月一八日	更新
安芸太田病院	山県郡安芸太田町大字下殿河内二二六	令和一〇年六月一八日	更新
メライホスピタル	広島市安佐南区大塚西三丁目一番二〇号	令和一〇年六月一八日	更新